

公害防除特別土地改良事業補助金交付要綱（昭和47年1月11日付け46農地D第894号農林事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改	正	後	現	行
<p>別記様式第3号（第11関係）</p> <p>平成〇〇年度公害防除特別土地改良事業遂行状況報告書</p> <p>別紙第4</p> <p>〔中略〕</p> <p>(2) 進捗状況</p> <p>〔中略〕</p> <p>〔新設〕</p>	<p>別記様式第3号（第11関係）</p> <p>平成〇〇年度公害防除特別土地改良事業遂行状況報告書</p> <p>別紙第4</p> <p>〔中略〕</p> <p>(2) 進捗状況</p> <p>〔中略〕</p> <p>〔新設〕</p>	<p>別記様式第3号（第11関係）</p> <p>平成〇〇年度公害防除特別土地改良事業遂行状況報告書</p> <p>別紙第4</p> <p>〔中略〕</p> <p>(2) 進捗状況</p> <p>〔中略〕</p> <p>〔新設〕</p>	<p>別記様式第3号（第11関係）</p> <p>平成〇〇年度公害防除特別土地改良事業遂行状況報告書</p> <p>別紙第4</p> <p>〔中略〕</p> <p>(2) 進捗状況</p> <p>〔中略〕</p> <p>〔新設〕</p>	<p>別記様式第3号（第11関係）</p> <p>平成〇〇年度公害防除特別土地改良事業遂行状況報告書</p> <p>別紙第4</p> <p>〔中略〕</p> <p>(2) 進捗状況</p> <p>〔中略〕</p> <p>〔新設〕</p>
<p>別記様式第4号（第12関係）</p> <p>平成〇〇年度公害防除特別土地改良事業実績報告書</p> <p>〔中略〕</p> <p>(注) 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。 また、このほか、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したもののから変更があつたものについては、必要書類を添付すること。 なお、間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあつては、記の2の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。</p>	<p>別記様式第4号（第12関係）</p> <p>平成〇〇年度公害防除特別土地改良事業実績報告書</p> <p>〔中略〕</p> <p>(注) 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。 また、このほか、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したもののから変更があつたものについては、必要書類を添付すること。 なお、間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあつては、記の2の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。</p>	<p>別記様式第4号（第12関係）</p> <p>平成〇〇年度公害防除特別土地改良事業実績報告書</p> <p>〔中略〕</p> <p>(注) 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。 また、このほか、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したもののから変更があつたものについては、必要書類を添付すること。</p>	<p>別記様式第4号（第12関係）</p> <p>平成〇〇年度公害防除特別土地改良事業実績報告書</p> <p>〔中略〕</p> <p>(注) 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。 また、このほか、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したもののから変更があつたものについては、必要書類を添付すること。</p>	<p>別記様式第4号（第12関係）</p> <p>平成〇〇年度公害防除特別土地改良事業実績報告書</p> <p>〔中略〕</p> <p>(注) 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。 また、このほか、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したもののから変更があつたものについては、必要書類を添付すること。</p>



# 公害防除特別土地改良事業補助金交付要綱

昭和47年1月11日付け46農地D第894号

最終改正 平成25年4月1日付け24農振第2638号

各 地 方 農 政 局 長  
国土交通省北海道開発局長  
内閣府沖縄総合事務局長  
北 海 道 知 事

} 殿

農林事務次官

第1 農林水産大臣は、公害防除特別土地改良事業に要する経費に対し、予算の範囲内において都道府県に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、土地改良法（昭和24年法律第195号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成13年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道開発局長に委任した件（平成13年4月13日農林水産省告示第538号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2 第1に規定する事業に要する経費及びこれに対する補助率は、次の表のとおりとする。

事業種目	経 費	補 助 率
都道府県又は市町村が行う公害防除特別土地改良事業	公害防除特別土地改良事業に要する次に掲げる経費 (1) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号。以下「農用地土壌汚染防止法」という。）第3	(1) 経費の欄の(1)及び(2)に掲げる補助事業及び間接補助事業に要する経費（公害防止事業費事業者負担法（昭和45年法律第133号）に基づく

事業種目	経 費	補 助 率
	<p>条第1項の規定に基づき指定された農用地土壌汚染対策地域（農用地土壌汚染対策地域に隣接する地域であって当該農用地土壌汚染対策地域に準じて一体として事業を施行することが必要と認められる地域を含む。）において実施される同法第5条第2項第2号に掲げる事業を補助事業として実施するのに要する経費又は間接補助事業として実施するのに要する経費</p> <p>(2) 水質の汚濁等により人の健康をそこなうおそれのある農畜産物が生産され、若しくはその生育が阻害され、又はそれらのおそれが著しいと認められる場合及び農作業の能率が低下し、労働生産性が著しく害される場合において汚濁等を防止し、除去し、又は回復するための事業を補助事業として実施するのに要する経費又は間接補助事業として実施するのに要する経費</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、カドミウム環境汚染要観察地域（カドミウムによる環境汚染暫定対策要領（昭和44年9月11日付け還公第9098号厚生省環境衛生局長通知に基づき指定された地域を</p>	<p>事業者負担を伴う場合は、その負担額を事業費から控除した額）に対し都道府県営事業にあつては都道府県が当該経費の41/100以上を負担し、市町村営事業にあつては都道府県が当該経費の30/100以上を補助する場合における当該補助事業に要する経費及び間接補助事業に要する経費の55/100以内。ただし、昭和49年度以前に採択された地区で区画整理、排土、客土、混層耕、反転耕等の事業及びこれに伴い必要な事業並びに代替農用地の造成又は地目変換に係る事業にあつては、50/100以内。</p> <p>(2) 経費の欄の(3)に掲げる補助事業及び間接補助事業に要する経費に対し都道府県営事業にあつては都道府県が当該経費の41/100以上を負担し、市町村営事業にあつては都道府県が当該経費の30/100以上を補助する場合における当該補助事業に要する</p>

事業種目	経費	補助率
	<p>いう。)、公害健康被害の補償等に関する法律施行令(昭和49年政令第295号)別表第2第2号に掲げる地域等であって、農用地土壌汚染防止法第5条に規定する農用地土壌汚染対策計画に準じた計画が策定された地域のうち、農用地の土壌汚染に起因して農業経営が著しく阻害される等、</p> <p>(1)又は(2)に類する場合につき、その回復を図るために必要な事業を補助事業として実施するのに要する経費又は間接補助事業として実施するのに要する経費</p> <p>(4) (1)から(3)までの事業と併せて行うことが技術的又は経済的に必要かつ妥当な次に掲げる土地改良事業を補助事業として実施するのに要する経費又は間接補助事業として実施するのに要する経費</p> <p>ア かんがい施設の新設、管理、廃止又は更に係る事業</p> <p>イ 農地につき行うほ場整備事業</p>	<p>経費及び間接補助事業に要する経費の55/100以内。ただし、原因が鉱業活動若しくはこれに類するもの又は自然的なもの以外にあっては50/100以内、区画整理、排土、客土、混層耕、反転耕等の事業及びこれに伴い必要な事業並びに代替農用地の造成又は地目変換に係る事業にあっては50/100以内</p> <p>(3) 経費の欄の(4)のアに掲げる補助事業及び間接補助事業に要する経費の50/100以内</p> <p>(4) 経費の欄の(4)のイに掲げる補助事業及び間接補助事業に要する経費の45/100以内(離島振興法(昭和28年法律第72号)に基づく指定地域(以下「離島」という。)において行うものにあつては50/100以内)</p>

事業種目	経 費	補 助 率
	ウ 農道整備に係る事業  エ 農地につき行う暗きよ排水事業  (5) (1)から(4)までの事業を行うのに必要な全体実施設計を補助事業として実施するのに要する経費又は間接補助事業として実施するのに要する経費	(5) 経費の欄の(4)のウに掲げる補助事業及び間接補助事業に要する経費の45/100以内(北海道及び離島において行うものにあつては、50/100以内)  (6) 経費の欄の(4)のエに掲げる補助事業及び間接補助事業に要する経費の40/100以内(北海道及び離島において行うものにあつては、45/100以内)  (7) 経費の欄の(5)に掲げる事業に要する経費(公害防止事業費事業者負担法に基づく事業者負担を伴う場合は、その負担額を事業費から控除した額)の50/100以内。ただし、公害防除特別土地改良事業実施要綱(昭和47年1月11日付け46農地D第808号農林事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)第7の規定に基づき全体実施設計書が承認されたときには、別記様式第1号の別紙第2で算定された総合補助率に修正する。

第3 法第5条、令第3条及び規則第2条の規定に基づく申請書の様式は別記様式第1号のとおりとし、地方農政局長(北海道にあつては国土交通省北海道開発局長(以下「北海道開発局長」という。))、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長(以下「沖縄総合事務局長」という。))に提出する。その提出部数は、正副2部とする。

2 北海道開発局長は、北海道から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に交付決定の依頼をするものとする。

第4 規則第2条の規定による申請書の提出時期は、地方農政局長(北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。第8ただし書きを除き、以下同じ。)が別に定

める日までとする。

第5 農林水産大臣は、第3第2項による依頼を受け、適正化法第6条第1項及び第3項の規定により補助金の交付を決定する場合、北海道開発局長に通知する。

第6 都道府県知事は、規則第3条第1号の規定により、地方農政局長（北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）の承認を受けようとする場合には、別記様式第2号による補助事業変更承認申請書正副2部を地方農政局長（北海道にあつては北海道開発局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）に提出しなければならない。

2 北海道開発局長は、北海道から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に変更承認の依頼をするものとする。

第7 農林水産大臣は、第6第2項による依頼を受け、規則第3条第1項の規定により変更承認をする場合、北海道開発局長に通知する。

第8 規則第3条第1号イ又はロの規定による農林水産大臣が別に定める軽微な変更は、申請書の記載事項について次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 経費の配分の変更

ア 地区相互間における経費の額の流用

イ 費目別の事業費の30パーセントを超える経費の額の増減。ただし、増減額が400万円以下の場合を除く。

(2) 事業の内容の変更

ア 工種の新設、変更又は廃止

イ 工法又は施行箇所の変更

ウ 工種別の事業量の30パーセントを超える増減

第9 都道府県知事は、規則第3条第2号の規定により地方農政局長（北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）の指示を求める場合には、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長（北海道にあつては北海道開発局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）に提出しなければならない。

2 北海道開発局長は、北海道から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に指示内容の依頼をするものとする。

第10 都道府県知事は、法第9条第1項、規則第4条の規定により申請を取り下げる場合、取り下げ理由を記載した書類正副2部を地方農政局長（北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）に提出しなければならない。

2 北海道開発局長は、北海道から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に申請の取り下げの報告をするものとする。

第11 法第12条の規定による報告は、補助金の交付のあった年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において、別記様式第3号により遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに正副2部を地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に提出しなければならない。ただし、地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）が別に定める概算払請求書の提出をもって代えることができるものとする。

2 北海道開発局長は、北海道から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に遂行状況の報告をするものとする。

第12 法第14条及び規則第6条の規定による実績報告書の様式は別記様式第4号のとおりとし、地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に提出する。その提出部数は、正副2部とする。

2 北海道開発局長は、北海道から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に実績報告書の報告をするものとする。

第13 農林水産大臣は、第12第2項による報告を受け、適正化法第15条の規定により額を確定する場合、北海道開発局長に通知する。

第14 令第13条第4号及び5号の規定に基づき農林水産大臣が定める財産は、1件の取得価格が50万円以上とする。

#### 附 則

公害防除特別土地改良事業補助金交付要綱の一部改正について（平成22年4月1日付け21農振第2415号農林水産事務次官依命通知）による改正後の公害防除特別土地改良事業補助金交付要綱第8の事業種目欄に掲げる事業に要する営繕費、工事雑費及び地方事務費に係る国の補助で、平成21年度の国庫債務負担行為に基づき平成22年度以降の年度に支出すべきものとされたもの及び平成21年度の歳出予算に係る国の補助で平成22年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。



平成〇〇年度公害防除特別土地改良事業費補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

〇 〇 農 政 局 長 殿

〔北海道にあつては国土交通省北海道開発局長  
沖縄県については内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名 印

平成〇〇年度において、下記のとおり公害防除特別土地改良事業を実施したいから、公害防除特別土地改良事業補助金交付要綱により補助金 〇〇〇〇〇〇〇 円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 収支予算書 (別紙第1のとおり)
- 3 経費の配分及び事業計画の概要 (別紙第2のとおり)
- 4 事業の完了予定 平成 年 月 日
- 5 添付書類
  - (1) 都道府県の補助金交付規則 (間接補助事業のみ)
  - (2) 公害防除特別土地改良事業費予算書 (抜すい)

- (注) 1. 申請書は、地区別に提出すること。  
2. 都道府県の予算書に議決年月日を記入すること。

収 支 予 算 書

区 分	事業費	国庫補 助 金	国 庫 補助率	都道府 県 費	市 町 村 費	土地娘 区等費	備考
都道府県営事業 工事費 △△△地区 ◇◇◇地区 ☆☆☆地区 計 ( 団体営事業 工事費 計 )	円	円	%	円	円	円	

予算議決 (又は予算議決予定) 平成 年 月 日

経費の配分及び事業計画の概要

地区の名称	関 係 市町村名		事業主体名		年度							施 工 年度	全 計 年度～年度	年度 年度				
	総 量	前年度まで	本 年		合 計 負担率	そ の 他 の 財 源			翌年度以降	事業費	事業量				事業費			
			事業費	事業量		事業者負担額	補助基本額	国庫補助金								都道府県費	市村費	その他
費 目	事業量	事業費	事業量	事業費	事業費	事業量	事業者負担額	補助基本額	国庫補助金	合 計 負担率	都道府県費	市村費	その他	事業量	事業費	事業量	事業費	備考
工事費 本工事費		円		円	円		円	円	円	%	円	円	円		円			
計																		
全体実施 設計費																		
計																		
合 計																		

(注) 1 全体実施設計費と工事費は分割して申請する。  
 2 国庫補助金は、別紙第2によって算定された総合補助率(D/C)を工事費の合計額から事業者負担金(工事費に(A/B)の率を乗じて得た額。)を控除した額に乗じて得た額をそれぞれの計の欄に記入する。  
 ただし、全体実施設計のみの場合は、この要綱に定める(5)の補助率を全体実施設計費に乗じて得た額とする。

総合補助率算定表

(単位 円)

費目	工種	事業費	事業者負担金		補助対象経費	国庫補助金		備考
			負担率	金額		補助率	金額	
交付要綱第2の表の経費の欄の(1)に掲げる事業		( )						
〃		( )						
(2)に掲げる事業		( )						
		( )						
小計(イ)		( )						
交付要綱第2の表の経費の欄の(3)に掲げる事業								
〃								
(4)に掲げる事業								
小計(ロ)								
計(ハ) = (イ+ロ)		( )						
(ニ) 交付要綱第2の表の経費の欄の(5)に掲げる事業 合計(ホ) = (ハ+ニ)		( ) (A)		(B)	(C)		(D)	

(注) 1 全体実施設計事業の申請のときは、添付を要しない。

2 総合負担率算定方式

$$\text{総合負担率} = \frac{\text{補助対象経費に対する国庫補助金(D)}}{\text{補助対象経費(C)}} \times 100$$

総合負担率の表示は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までとする。

3 実施要綱第7第1項の規定に基づく事業内容により算定する。実施要綱第8の規定に基づく変更が行われたときも同様とする。なお、工事費補助金の交付を申請する最初の年度の翌年度以降は、本表の写しを添付する。

4 事業者負担法の対象となる事業費は、事業費欄の上段( )書内数で記入する。

平成〇〇年度公害防除特別土地改良事業変更承認申請書

番 号  
年 月 日

〇 〇 農 政 局 長 殿

〔北海道にあつては国土交通省北海道開発局長  
沖縄県については内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があつた公害防除特別土地改良事業の実施について、別紙理由書に記載した理由により経費の配分及び事業計画の概要を変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、公害防除特別土地改良事業補助金交付要綱により関係書類を添えて申請する。

- （注） 1 金額の変更のない変更申請の場合は、〔 〕の部分を除く。
- 2 関係書類は、この要綱の別記様式第1号の別紙第1及び第2の様式に準じ、変更前の経費の配分及び事業計画の概要と、変更後の経費の配分及び事業計画の概要を比較対照できるように、変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書きで上段に記載したものとすること。
- 3 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「事業変更承認申請書」を「事業中止（廃止）承認申請書」と、「経費の配分及び事業変計画の概要を変更し〔金 円の追加工（減額承認）を受け〕たい」を「中止（廃止）したい」と置き換えること。

別記様式第3号（第11関係）

平成〇〇年度公害防除特別土地改良事業遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

〇 〇 農 政 局 長 殿

〔北海道にあつては国土交通省北海道開発局長  
沖縄県については内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があつた公害防除特別土地改良事業遂行状況について、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業遂行状況 (別紙第4のとおり)
- 2 事業着手年月日
- 3 事業完了予定年月日

別紙第4

(1) 収支予算書

1 収入の部

科 目	予 算 額	収入済額	収入未済額	備 考
	円	円	円	
計				

2 支出の部

科 目	予 算 額	支出済額	支出未済額	備 考
	円	円	円	
計				

(2) 進捗状況

費目	工種	本年度実施計画		出来高		進捗率 (B/A) %	備考
		事業費 (A)	事業量	事業費 (B)	事業量		
計		円		円			

(注) 「事業費」の欄には、工事の出来高を金額に換算した額を記載する。



平成〇〇年度公害防除特別土地改良事業実績報告書

番 号  
年 月 日

〇 〇 農 政 局 長 殿

〔北海道にあつては国土交通省北海道開発局長  
沖縄県については内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定通知のあつたことについて、下記のとおり、公害防除特別土地改良事業を実施したので、公害防除特別土地改良事業補助金交付要綱により報告する。

〔なお、併せて精算額 円の交付を請求する。〕

記

- 1 事業の目的
- 2 収支精算 (別紙第5及び第6のとおり)
- 3 補助事業の成果 (別紙第2、第7及び第8のとおり)
- 4 事業の完了年月日 平成 年 月 日

(注) 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。

また、このほか、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したもののから変更があつたものについては、必要書類を添付すること。

なお、間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあつては、記の2の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。

## 収支精算書

区 分	事業費	国庫補 助 金	国 庫 補助率	都道府 県 費	市 町 村 費	土地改良 区等費	備考
都道府県営事業 工事費 △△△地区 ◇◇◇地区 ☆☆☆地区 計 ( 団体営事業 工事費 計 )	円	円	%	円	円	円	

(注) 予算額を上段 ( ) 書、精算額を下段に記入すること



別紙第7

1 地区別検査調書

(都道府県営事業の場合)

地区名	費目	区分	事業量	事業費	着工年月日 (竣工年月日)	竣 工 検 査		備考
						検 査 年月日	検査責任 者職氏名	
	工事費			円				
		計						
	測量及び 試験費							
		計						
	用地費及 び補償費							
		計						
	〇〇〇費							
		計						
	合 計							

注) 1. 請負契約書に基づき1契約ごとに記載すること。

2. 用地費及び補償費については、区分欄に用地買収費及び補償費ごとに記載するとともに、事業量及び事業費欄にはその金額の合計を記入すること。

(団体営事業の場合)

地区名	事業主体名	実績報告書 受理年月日	検査年月日 (確認者氏名)	検査員氏名 (確認者氏名)	備 考

2 残材料調書

地区名	名 称	形状寸法	数 量	単 価	金 額	検収又は 取得年月日	備 考
				円	円		

(注) 間接補助事業にあつては、地区名の下に括弧書きで事業主体を記載すること。

別紙第8

財産管理台帳 (令第13条第1号から3号までの財産、要綱第14の財産)

地区名	事業主体	名 称	形状寸法	数 量	単 価	取得金額	検収又は 取 得 年月日	処分制限期間		処分の状況			備 考
								耐 用 年 数	処分制限 年月日	処分の 種 類	処 分 年月日	補助金 返還額	
					円	円						円	

(注) 1 数年にわたって施工する施設については、完成した年度で記載するものとし、備考欄に施工期間を記載すること。

2 備考欄に、当該事業に係る補助率等を記載すること。